

令和6年度 国民健康保険料 概算早見表（総所得金額等）

◆ この早見表の保険料は、**新宿区における「概算」の保険料**です。実際の保険料とは異なる場合がございます。
他の区市町村の国民健康保険等の保険料については、加入先の市区町村へお問い合わせ下さい。

◇ 早見表の金額は、**減額賦課（均等割の減額）が適用されていない金額**です。
所得が一定の金額以下の場合、表記の金額から減額となる可能性があります。
詳しくは「国民健康保険料 減額賦課早見表」をご覧ください。

◆ 国民健康保険料は、「年10回払い」で納付していただきます（1納期につき**1.2か月相当分の保険料**が含まれます）。
1か月あたりの保険料でご請求はしませんので、ご注意ください。

総所得金額等	年間保険料 （※未就学児は32,800円）		1か月あたりの保険料 （※未就学児は2,733円）	
	介護なし （40～64歳以外）	介護あり （40～64歳）	介護なし （40～64歳以外）	介護あり （40～64歳）
0円	65,600円	82,100円	5,467円	6,842円
250,000円	65,600円	82,100円	5,467円	6,842円
500,000円	73,643円	91,655円	6,137円	7,638円
750,000円	102,368円	125,780円	8,531円	10,482円
1,000,000円	131,093円	159,905円	10,924円	13,325円
1,250,000円	159,818円	194,030円	13,318円	16,169円
1,500,000円	188,543円	228,155円	15,712円	19,013円
1,750,000円	217,268円	262,280円	18,106円	21,857円
2,000,000円	245,993円	296,405円	20,499円	24,700円
2,250,000円	274,718円	330,530円	22,893円	27,544円
2,500,000円	303,443円	364,655円	25,287円	30,388円
2,750,000円	332,168円	398,780円	27,681円	33,232円
3,000,000円	360,893円	432,905円	30,074円	36,075円
3,250,000円	389,618円	467,030円	32,468円	38,919円
3,500,000円	418,343円	501,155円	34,862円	41,763円
3,750,000円	447,068円	535,280円	37,256円	44,607円
4,000,000円	475,793円	569,405円	39,649円	47,450円
4,250,000円	504,518円	603,530円	42,043円	50,294円
4,500,000円	533,243円	637,655円	44,437円	53,138円
4,750,000円	561,968円	671,780円	46,831円	55,982円
5,000,000円	590,693円	705,905円	49,224円	58,825円
5,250,000円	619,418円	740,030円	51,618円	61,669円
5,500,000円	648,143円	774,155円	54,012円	64,513円
5,750,000円	676,868円	808,280円	56,406円	67,357円
6,000,000円	705,593円	842,405円	58,799円	70,200円
6,250,000円	734,318円	876,530円	61,193円	73,044円
6,500,000円	763,043円	910,655円	63,587円	75,888円
6,750,000円	791,768円	944,780円	65,981円	78,732円
7,000,000円	820,493円	978,905円	68,374円	81,575円
7,250,000円	849,218円	1,013,030円	70,768円	84,419円
7,500,000円	864,460円	1,033,672円	72,038円	86,139円
7,750,000円	871,460円	1,041,460円	72,622円	86,788円
8,000,000円	878,460円	1,048,460円	73,205円	87,372円
8,250,000円	885,460円	1,055,460円	73,788円	87,955円
8,500,000円	890,000円	1,060,000円	74,167円	88,333円
8,750,000円	890,000円	1,060,000円	74,167円	88,333円
9,000,000円	890,000円	1,060,000円	74,167円	88,333円
9,250,000円	890,000円	1,060,000円	74,167円	88,333円
9,500,000円	890,000円	1,060,000円	74,167円	88,333円
9,750,000円	890,000円	1,060,000円	74,167円	88,333円
10,000,000円	890,000円	1,060,000円	74,167円	88,333円

■「総所得金額等」は、手取り金額や収入金額（年収）ではありません

国民健康保険料は、前年中（令和5年1月～令和5年12月）の総所得金額等から基礎控除額を引いた金額（算定基礎額）をもとに算出します。

「総所得金額等」とは、合計所得金額から繰越控除を適用した後の金額です。

■ お手元に下記の書類をご用意の上、ご参照下さい

○確定申告書（令和5年分）の控え

⑫の金額を参照してください

※分離課税がある場合、分離課税の各所得金額から繰越控除分を引いた後の合計金額も加えてください。

○給与の源泉徴収票（令和5年分）※給与収入のみ

「給与所得控除後の金額」を参照してください

○公的年金等の源泉徴収票（令和5年分）※年金収入のみ

「支払金額」から算出した年金所得を参照してください

※給与収入のみ、年金収入のみの場合は、「国民健康保険料 概算早見表（給与／年金のみ）」でも確認できます。

■ 年間保険料には限度額があります

世帯主に対して賦課できる年間保険料には上限があります。限度額は、年度によって異なる場合があります。

【令和6年度 国民健康保険料 賦課限度額】

- 医療分 : 650,000円
- 支援金分 : 240,000円
- 介護分 : 170,000円

※限度額に到達する算定基礎額を確認したい場合は、下記の「限度額に到達する算定基礎額」を参照してください。

限度額に到達する1人あたりの総所得金額等 （各金額以上であれば限度額到達）

世帯人数	医療分	支援金分	介護分
1人	7,344,845円	8,412,143円	7,536,481円
2人	6,779,827円	7,822,857円	6,772,593円
3人	6,214,810円	7,233,571円	6,008,704円
4人	5,649,793円	6,644,286円	5,244,815円
5人	5,084,776円	6,055,000円	4,480,926円
6人	4,519,758円	5,465,714円	3,717,037円
7人	3,954,741円	4,876,429円	2,953,148円
8人	3,389,724円	4,287,143円	2,189,259円

※世帯人数は、世帯における国民健康保険の加入者数です。

※上記の総所得金額等は、基礎控除額430,000円（合計所得金額が2,400万円以下の場合）を引いた結果を想定しています。

※合計所得金額が2,400万円以上の場合、基礎控除額が変動する可能性があります。試算をご希望の場合は、お問い合わせ下さい。

【問い合わせ先】 新宿区 健康部 医療保険年金課 国保資格係
電話 03-5273-4146/FAX 03-3209-1436

※40歳～64歳までの方は、介護分が賦課されます。

※未就学児（誕生日が平成30年4月2日以降の方）の場合は、均等割額が5割減額されます。

※合計所得金額が2,400万円以下を想定しているため、基礎控除額は一律430,000円としています。
合計所得金額が2,400万円以上の場合、基礎控除額が変動する可能性があります。
試算をご希望の場合はお問い合わせ下さい。